



大潟村住まいづくり支援事業のお知らせ

大潟村では、

- ◎安全安心で快適な住まいづくりを応援するため、住宅の新築工事やリフォーム・増改築工事等を行った方を対象に補助金を交付します！
- ◎村内定住の促進と村内経済の活性化を図るため、大潟村定住化促進商品券を交付します！

▶ 新築及び解体後新築

		新築		解体後新築
		西1丁目3番地 ※R7.9分譲開始予定です	空き地	中古住宅
対象者		分譲地を購入し、2年以内に住宅を建築した者	総合中心地内の宅地を購入し、住宅を建築した者	中古住宅を購入し、住宅を解体した後、新たに住宅を建築した者
補助金		建築費の5% 上限100万円		
商品券	移住定住世帯	25万円/人 上限100万円		
	その他世帯	10万円/人 上限30万円		
合計（最大）		移住定住世帯：200万円 その他世帯：130万円		

▶ 中古住宅の購入、リフォーム

	リフォーム・増改築	そのまま居住
		子育て世帯、移住定住世帯、村内賃貸住宅居住世帯
対象者	中古住宅を購入し、リフォーム工事や増改築工事を行った者	中古住宅を購入し、居住する者（リフォーム工事や増改築工事未実施）
補助金	工事費の20% 上限100万円	なし
商品券	10万円/人 上限30万円	
合計（最大）	130万円	30万円

▶ 村内の持ち家のリフォーム・増改築

	リフォーム・増改築	
	移住定住世帯	多世代同居世帯
対象者	移住定住世帯の居住環境の向上のため、持ち家のリフォーム工事や増改築工事を行った者	多世代同居世帯の居住環境の向上のため、持ち家のリフォーム工事や増改築工事を行った者
補助金	建築費の30% 上限80万円 (50万円を超えた部分は商品券)	
商品券	なし	なし
合計（最大）	80万円	80万円

◎子育て世帯・・・18歳以下の子が同居している親子世帯

◎移住定住世帯・・・移住のために村外から村内に住所を異動しようとする移住者を含む世帯

※移住者：村内に住所を定めたことがない者や村内から村外に住所を移し、在学期間を除き継続して3年を超えて村外に居住した後、再び村内に住所を定める者

◎村内賃貸住宅居住世帯・・・村営住宅や村内民間賃貸住宅に居住している世帯

◎多世代同居世帯・・・18歳以下の子とその親及びその祖父母（又は曾祖父母）が同居する世帯

※補助対象となる建築費や工事費の割合は、消費税込みの金額に対する割合です。

※持ち家のリフォームは、居住環境の向上のための模様替えや増改築が対象であり、外壁や屋根の塗装など、単に修繕を目的とした工事は対象外となります。



申請に関する事など、詳しくは大潟村役場総務企画課までお問合せください。

TEL:0185-45-2111 Email:g-kikaku@vill.ogata.akita.jp